

令和2年第1回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和2年 2月27日(木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時30分 閉会宣言14時05分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	青沼拓代	委員	高見真由美
委員	居城博明		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課主幹	三浦厚
学校教育G主任	熊谷駿佑	学校教育G主事	中川広樹

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第1号	清里町立学校管理規則の一部を改正する規則
議案第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則
議案第3号	北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱
議案第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱
議案第5号	第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について
議案第6号	令和2年度清里町教育委員会に関する予算の要求について

10. 議事の経過
別紙

第1回清里町教育委員会会議 議事録

令和2年2月27日(木)

議 長	<p>ただいまから、令和2年 第1回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、青沼委員 と 居城委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第1号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第1号「清里町立学校管理規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規則は、清里町教育委員会が所管する学校の適正にして円滑な運営を図ることを目的としております。</p> <p>今回の改正は、文部科学省から告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、町立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員が業務を行う正規の勤務の時間を超える在校等時間の上限を定める条文の追加を行うものです。</p> <p>ページを2枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第13条の3の次に、第13条の4を追加し、正規の勤務時間を超える在校等時間の上限を、(1) 1カ月について45時間、(2) 1年について360時間と定めるものです。</p> <p>また、次ページをご覧ください。第13条の4に第2項を追加し、通常予見することができない業務量の大幅な増加等の場合は、(1) 1カ月について100時間未満、(2) 1年について720時間以内、(3) 1カ月の時間外が45時間を超えて100時間未満であっても、直前の5カ月を加えた期間における月平均時間は80時間、(4) 1年のうち、45時間を超えて業務を行えるのは6カ月以内とするものです。</p> <p>さらに、第13条の4に3項を追加し、必要な事項は教育委員会が定めるといたしております。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第1号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則 について採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則 については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規則は、法律の改正に伴い、臨時職員が会計年度任用職員にかわることにより制定するものです。</p> <p>ページを1枚めくっていただき、新旧対照表をごらんください。</p> <p>第1条関係につきましては、「清里町立学校管理規則」の一部改正でありまして、職員は営利企業への従事を制限されておりますが、職員のうち、短時間勤務の職にある者を除くこととしております。</p> <p>次に、第2条関係につきましては、「清里町学校運営協議会設置規則」の一部改正でありまして、法律改正に基づいた条項の整理でございます。</p> <p>次のページにまいりまして、第3条関係につきましては、「清里町臨時教職員の採用に関する規則」の一部改正でありまして、規則の名称を含め第1条において、「臨時教職員」を「臨時教員」に、「賃金」を「給料」に改めるとともに、「取り扱い」という文言の送り仮名を改めております。</p> <p>第2条につきましては、「臨時的な教職員」を「臨時教員」に改め、臨時教諭の身分を会計年度任用職員として規定するものであります。</p> <p>第4条につきましては、任用期間を「1年以内」から「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」とするものです。</p> <p>第6条につきましては、「賃金」を「給料等」に、支給日について「翌月10日」を「当該月21日」に、第7条につきましては「賃金」を「給料」に改めるものであります。</p> <p>附則につきましては、施行日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第3号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱 について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第3号「北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱について」提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、清里高等学校の支援を目的に設置されておりますが、このたびその期間を変更するものであります。</p> <p>では次のページの新旧対照表をご覧ください。第3条、期間につきまして、「平成31年度」を「令和2年度」に改めるものです。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>また、令和2年3月31日までの事業については、従前の例によるものといたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第3号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱 について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号 北海道清里高等学校総合支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱 については、原案どおり決定されました。</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第5 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱 についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
<p>説 明</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただいま上程されました、議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する要綱の制定について」提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、法律の改正に伴い、臨時職員が会計年度任用職員にかわることにより制定するものです。</p> <p>ページを2枚めくっていただき、新旧対照表をごらんください。</p> <p>第1条関係につきましては、「清里町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正」でありまして、第7条において、支援員の身分を「清里町臨時職員」から「会計年度任用職員」に改めるとともに、任用期間を「6月以内とする。ただし、必要に応じて契約更新できるものとする」から「任用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で教育委員会が定める期間」に改めるものです。</p> <p>第9条につきましては、「賃金」を「給与、報酬、費用弁償及び期末手当」に、「清里町臨時職員に準じる」を「清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによる」に改めるものです。</p> <p>次に、第2条関係でございますが、「清里町教育支援専門員設置要綱の一部改正」でありまして、次のページの第2条に第2項を追加し、専門員の身分を会計年度任用職員とするものです。</p> <p>第6条につきましては「賃金」を「報酬等」に、第7条5項については「賃金」を「報酬」に改めるものです。</p> <p>第9条につきましては、条項の整理でございます。</p> <p>次のページをお開きください、第3条関係につきましては、「清里町学習支援員設置要綱の一部改正」でありまして、第2条に第2項を追加し、支援員の身分を会計年度任用職員とするものです。</p> <p>第10条につきましては、「賃金」を「報酬等」に、第11条5項につきましては、「賃金」を「報酬」に改めるものです。</p> <p>次のページ、第4条関係につきましては、「清里町社会教育指導員設置要綱の一部改正」でありまして、指導員の任期を「1年以内とするが、初年度発令後、解任までは自動的に継続するものとする。但し、欠員が生じた場合、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする」「を任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする」に改めるものです。</p> <p>また第4条2項では、「再任する」を「再度任用する」に改めます。</p> <p>また、第6条の「服務」を「身分」に改め、「非常勤」を「会計年度職員」に改めるものです。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
福 田	会計年度任用職員になって待遇は改善されるのか
主 幹	給与の面では若干上昇する。期末手当の支給も増えるので総体として待遇改善は図られる。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱 について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱については、原案どおり決定されました。
議 長	日程第6 議案第5号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただいま上程されました、議案第5号「第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について」提案理由の説明を致します。 児童生徒が使用しております教科書は、通常4年ごとに改訂の機会があり、大幅な内容の更新が行われます。 採択の作業は、オホーツク管内の区域を第9地区と定める協議会によって行われ、その委員については、管内各市町村教育委員会が任命する代表者で構成することとなっていることから、本町におきましては、慣例により、教育長の職にある岸本教育長の任命について、提案するものであります。 任命期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間です。 以上で、提案理由の説明を終わります。
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第5号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第6号 令和2年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第6号「令和2年度清里町教育委員会に関する予算の要求について」説明を致します。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>各項目・内容について、担当より説明させていただきます。</p>
説 明	<p>(主幹)</p> <p>令和2年度教育委員会予算の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>総務費、総合戦略費、総合戦略事業費の、教育支援員配置事業でございます。学校教育、社会教育の指導充実のために配置しております教育支援専門員、そして学校現場における学習支援の補助として配置している学習支援員、こちらの人件費を計上させていただいております。2名分の総額事業費は567万5千円で財源内訳につきましては、教育支援員等配置事業債で500万円の他は一般財源となっております。</p> <p>続きまして、新入学児童記念品贈呈事業でございます。毎年の新入学児童に対し町よりランドセルを贈呈するものでありまして、来年度の入学予定児童33人分として総事業費132万円で財源内訳につきましては、ふるさと基金130万円の他は一般財源となります。</p> <p>続きまして、清里高等学校総合支援対策事業でございます。この事業につきましては要綱を定めて実施しており、現在、事業の見直しを行っているところでございますが、これまで協議をさせていただきましたとおり、令和2年度の入学生までは、基本的に支援内容につきましても従来どおり進めてまいりたいと考えております。総事業費といたしましては、1899万5千円となりまして、財源内訳につきましては、高等学校総合支援対策事業債1500万円の他は一般財源となっております。</p> <p>続きまして、学校給食費補助事業でございます。保護者の経済的負担の軽減を図り子育ての支援、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため補助金交付要綱を制定して、平成29年度より実施しております。次年度も同様に支援を進めてまいりたいと考えております。総事業費につきましては1757万1千円で財源内訳は、子ども子育て基金1,600万円の他は一般財源となっております。</p> <p>続きまして、高校生海外派遣研修事業でございますが、清里高校1年生及び引率教員、並びに引率職員をニュージーランドへ派遣する経費としまして、1,488万4千円を計上するものでございます。財源内訳につきましては、高等学校総合支援対策事業債としまして1,300万円、残り188万4千円が一般財源であります。</p>

続きまして、同じく総合戦略事業費、外国人英語講師事業でございます。本事業につきましては、本町の子どもたちの国際理解の推進、英語力の向上を図るため、安定的で質の高い講師の派遣に努めるものでありまして、派遣講師2名分の委託料としまして、950万4千円、財源は全て一般財源であります。

続きまして、教育費、教育総務費、教育委員会費のコミュニティスクール推進事業でございます。コミュニティスクールにつきましては平成29年度より保護者、地域住民、学校これらが一体となって学校運営に参画しまして、子どもたちを取り巻く環境の充実、そして地域の活性化、これらを図っていくものとして進めておりまして、本年より、学校と地域をつなぐコーディネーターを派遣することでより一層事業の展開が図られているところでございます。報酬、費用弁償など、総額事業費117万4千円となり、財源はすべて一般財源となっております。

続きまして、教育諸費の遠距離通学バス業務委託事業でございます。本年からは運行路線を2路線から4路線に拡充し、すべてスクールバスとして運行しているところでございます。次年度も同様に上斜里線、向陽江南線、神威線、緑札弦線の4路線につきまして、それぞれ登校1便、下校3便の運行を基本として予算計上しており、町内全ての遠距離通学児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図ってまいりたいと考えております。通学バス運行に係る総事業費につきましては6,800万7千円で、財源の一部に国からの補助金600万円を見込みまして、残りが一般財源となっております。

続きまして新規事業となります。中学校費、学校管理費の清里中学校体育館床改修事業でございます。この事業につきましては、清里中学校体育館床面の劣化が見られる一部補修を行うとともに床面保護の塗装を行います。合わせてバレーボールの床金具改修とコートラインの引き直しを行うものであります。体育館の床面については、全国的に生徒のケガにつながる事案が発生している状況を鑑み、本町においても安全な使用ができるよう予防対策を講じるものでございます。総事業費といたしましては、730万円となしまして、財源内訳につきましては、公共施設整備基金400万円の他は一般財源となっております。

続きまして、教育費、社会教育費、社会教育総務費、スポーツ・文化施設管理運営事業でございます。本事業につきましては、図書館、郷土資料館、トレーニングセンター、野球場、町民プール、町民グラウンド、テニスコート、緑スキー場などのスポーツ・文化施設の管理運営を、一般社団法人清里町スポーツ文化施設管理協会に委託しまして、住民サービスの向上に努めているところであります。委託料3,804万2千円を計上するものでありまして、財源はすべて一般財源であります。

続きまして、生涯教育費、ステージ公演補助事業でございます。本事業につきましては、町民に優れた芸術文化の鑑賞を提供するとともに、暮らしに潤いをもたらす、心を豊かにするとともに、文化活動に対する意識を高めて頂くためのものでございまして、補助金300万円を計上するものであります。財源は全て一般財源であります。

	<p>続きまして、生涯学習総合センター費、生涯学習総合センター内部修繕事業でございます。学習センターにつきましては、建築から20年以上が経過し、老朽化等により様々な箇所が故障や不具合が起きていることから、必要な箇所の修繕を行い、改善を図るものであります。修繕項目につきましては記載のとおりでありまして、総額1,701万8千円を計上するものであります。財源につきましては公共施設整備基金としまして1,600万円、残り101万8千円が一般財源であります。</p> <p>続きまして、保健体育費、保健体育総務費、斜里岳ロードレース大会実行委員会補助事業でございます。本事業につきましては、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できる魅力あるマラソン大会を目指して実施するものでございます。負担金補助及び交付金としまして360万円を計上するものでございます。財源内訳につきましては、日本スポーツ振興センター助成金として100万円、これは雑入でありまして、残り260万円が一般財源であります。</p> <p>続きまして、清里トレーニングセンター費、清里トレーニングセンター煙突改修事業でございます。清里トレーニングセンターの煙突断熱材にはアスベストが使用されているため、新たに鋼管製の煙突を設置し、既存の煙突を封鎖することによりアスベストによる健康被害を防止するものであります。財源内訳でございますが、事業費875万円のうち、公共施設整備基金として800万円、残り75万円が一般財源であります。</p> <p>以上、主な事業の内容となりますが、その他、学校運営に係る経費など、例年の経常的な予算についても所要額を計上しております。</p> <p>これで、令和2年度清里町教育委員会に関する予算の説明を終わります。</p>
説明	
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第6号 令和2年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号 令和2年度清里町教育委員会に関する予算の要求については、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉会いたします。</p>

上記の議事録は、主幹 三浦 厚 が記したものであるが、その内容が正当であることを証し、ここに署名する。

令和2年 2 月 2 7 日

清里町教育委員会教育長

清里町教育委員

清里町教育委員
